

令和3年第9回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年9月21日 午後1時30分から
- 2 場所 会津若松市役所北会津支所ピカリンホール
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

		2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 15名

		2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一			6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛			9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 1名

1番委員	庄司 遼				
------	------	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 3名

1番委員	二瓶 正貴	5番委員	佐藤 直意	9番委員	佐藤 恒男
------	-------	------	-------	------	-------

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主査	入江俊一郎				

農政課

主任主事	大竹 陽介	技師	藤田 優志		
------	-------	----	-------	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和3年第9回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。 なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。 本日出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は15名であります。 それでは只今より会議を開きます。 まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めご指名申し上げます。農業委員12番・渡邊 直也委員、農業委員13番・吉田 武幸 委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。 始めに、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>堂島地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(推進委員17番) 棚木 信治 委員</p>	<p>議案第34号1番について、推進委員17番棚木より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、9月11日午前9時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第34号農地法第3条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第34号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 湊地区担当委員より1番について説明願います。</p>

(農業委員 4 番) 渡部 一夫 委員	<p>農業委員 4 番渡部より、議案第 3 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番について報告いたします。</p> <p>申請の詳細は議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、地元集会所用の駐車場等を整備するため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>農地区分については、第 2 種農地の内、小規模で生産性の低い「その他の農地」と判断されることから、転用許可可能なものです。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、9 月 1 5 日午前 9 時 3 5 分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の 3 名の他、地区委員 4 名、事務局 1 名の計 7 名で実施したものであり、本件については、農振法は手続き不要、都市計画法・土地改良区は区域外であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p> <p>報告は以上です。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第 3 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 3 5 号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 3 6 号農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。</p> <p>利用権設定についてお願いします。</p> <p>各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
(農業委員 2 番) 長尾 好章 委員	<p>農業委員 3 番長尾より議案第 3 6 号利用権設定の 1 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 番の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、9 月 1 6 日午前 9 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>門田地区担当委員より 2 番について説明願います。</p>
(推進委員 2 番) 島影 盛継 委員	<p>推進委員 2 番島影より議案第 3 6 号利用権設定の 2 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件については、認定就農者への利用権設定であります。</p>

	<p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、9月13日午後3時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員14番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より3番について説明願います。</p> <p>推進委員14番星より議案第36号利用権設定の3番について、ご報告いたします。</p>
	<p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農業を営む法人への利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき9月14日午後2時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p>
	<p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第36号農用地利用集積計画の作成についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第36号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第37号農用地利用規程に関する意見についてを議題といたします。提案理由について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第37号農用地利用規程に関する意見についてでございますが、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条において、市町村が農用地利用規程を認定しようとするときは、当該市町村の長は農業委員会の意見を聞くものと定められておりますので、令和3年9月6日付け、3農政第753号で会津若松市長より意見を求められております農用地利用規程に関する意見についてをご審議いただくものであります。</p> <p>詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明を申し上げます。</p>
<p>農政部農政課</p>	<p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案第37号農用地利用規程に関する意見について、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>9月総会案件は湊町原地区の農用地利用規程の変更申請であります。</p> <p>原地区については平成25年5月28日に特定農用地利用規程の認定を受けておりました。</p> <p>今回、特定農用地利用規程の期限切れ及び実質化された人・農地プランの内容との整合性をとり、担い手の確保及び農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積に取組みつつ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための変更を行うものになります。</p> <p>別紙、新旧対照表をご覧ください。主な変更点は第10条から第12条になります。</p>

	<p>第10条は農用地の利用関係の改善のため、特定農業法人へ農地を集積できるよう定めたものでしたが、人・農地プランに定めた中心経営体への農用地の有効利用の業務に努められるよう、改めたものになります。</p> <p>第11条は特定農業法人の名称と住所を定めたものでしたが、農用地利用規程への変更に伴い、削除になります。</p> <p>第12条は特定農業法人へ集積する、集積目標面積と現況集積面積を定めたものでしたが、人・農地プランの内容と整合性が取れるよう変更したのになります。</p> <p>なお、第11条の削除に伴い第11条以降の条数が繰り上げとなっております。詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>このことについて、何かご質問等ありませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第37号農用地利用規程に関する意見についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第23号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、及び報告第24号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p> <p>事務局より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第23号農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から2番について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては相続等により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第24号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものです。</p> <p>なお、都市計画法上の意見としまして、全ての事案に対し、隣接する土地との境界を明確にしてください。施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。との意見が付されているのに加え、3番には隣接地59番1の土地を含めて造成工事を行う場合は、開発管理課と協議をしてください。4番には隣接地59番2の土地を含めて造成工事を行う場合は、開発管理課と協議をしてください。との意見が更に付されております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>

会 長	以上、報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。 (午後1時50分 閉会を宣言する。)
-----	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和3年9月27日

会津若松市農業委員会 会長

12番農業委員

13番農業委員